

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成31年2月25日付けで提起した処分庁による保育所入所保留処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、その子A（平成〇年〇月〇日生。以下「姉」という。）及び同B（平成〇年〇月〇日生。以下「弟」という。）について、それぞれ2018年（平成30年）12月6日付け2019年度支給認定申請書兼保育園等入園申込書（新規）（以下「申込書」という。）により保育園の入所申込みを行ったものであるが、処分庁担当者が審査請求人の意向に反して「上の子のみの入園の場合は希望する（同時に入園できる場合は、希望順位を優先する）」にチェックしたため、姉及び弟のいずれもが入所保留になったとして、入所保留処分の取消しを求める事案である。
- 2 審査請求人は、平成31年2月25日、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

平成30年12月6日、処分庁保育課入園相談係を訪問し、保育園等入園申込書（以下「申込書」という。）の「兄弟姉妹で入園を希望される場合」欄のレ点の記入箇所について問い合わせをした。その際、「姉の入園優先を希望。ただし、姉の入園が保留になる場合でも、弟の保育園入園を希望する旨」を窓口担当者に伝えたにもかかわらず、当該窓口担当者のチェックしたレ点箇所は「上の子のみの入園の場合は希望する（同時に入園できる場合は、希望順位を優先する）」であった。

入所保留となったのは、窓口担当者の過失によるものであり、過失に基づく本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 姉については、保育を希望するC保育園について、平成31年4月1日からの3歳児の入所希望者数及び受入可能児童数を調査したところ、入所希望者は8人、受入可能児童数は0人であったため、区長が入所を決定する者はいなかったものである。したがって、姉に対する本件処分に、違法又は不当な点はない。

(2) 子育て支援窓口では、申請書類に記入漏れ等があった場合、申請者本人に記入してもらうことにしており、窓口担当者が記入することはない。また、申請者に聞き取りをした結果について補記すべき事項がある場合には、赤字で記入することになっている。申込書には赤字で補記された箇所はない。したがって、申込書は、審査請求人本人が記入したものであって、「上の子のみの入園の場合には希望する（同時に入園できる場合は、希望順位を優先する）」としていたため、入所保留となったものであり、弟に対する本件処分に、違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

ア 「市町村は、…保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、…当該児童を保育所（…）において保育しなければならない」（法第24条第1項）。

イ 「市町村は、保育所…の利用について調整を行う」（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する法第24条第3項）。

(2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）

「市町村は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所…の利用について調整を行う場合（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする」（規則第24条）。

(3) 葛飾区保育の利用の調整等に関する規則（平成27年葛飾区規則第10号。以下「区規則」という。）

ア 「利用の調整は、別表に定める基準指数に基づき算定した数値（以下「算定指数」という。）により行うものとする。この場合において、算定指数が同一のときは、保護者の就労状況、経済状態等を総合的に勘案し、その順位を認定するものとする」（区規則第4条第2項）。

イ 区規則別表（抜粋）は、次のとおりである。

項	保護者の状況			基準指数
	類型	細目		
1	居宅外で労働することを常態としている場合	(1) 1月の労働日数が20日以上 のとき。	1日の労働時間が8時間以上 のとき。	20
		(2) 1月の労働日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の労働時間が6時間以上 8時間未満のとき。	16

備考

1～4（省略）

5 保護者が2人のときはそれぞれの者の基準指数を合算したものを…算定指

数とする。

6 児童の属する家庭の状況、保護者の状況及び保育料等の納付の状況等について特に考慮する必要があるときは、区長が別に定める基準により、算定指数を加減することができる。

ウ 「この規則における書類の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める（区規則第13条）。

(4) 葛飾区保育の実施事務要綱（平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「要綱」という。）

ア 「1月の労働日数及び1日の労働時間の算定は別表1のとおりとする」（要綱第10条）。

イ 要綱別表1「不規則の就労時の総労働時間」（抜粋）は、次のとおりである。

項	保護者の状況		基準指数
	類型	細目	
1	居宅外で労働することを常態として いる場合	1月の労働合計時間が160時間 以上のとき。	20
		1月の労働合計時間が80時間 以上120時間未満のとき	16

(5) 平成31年度保育施設利用申込案内（以下「申込案内」という。）

前記(3)イの区規則別表備考第6項の算定指数を加減する「区長が別に定める基準」については、次のとおり申込案内に定められている（申込案内17頁 抜粋）。

加算指数

番号	条件		指数
1	世帯位	生活保護世帯（A階層）で収入の拡大につながる就労の証明が提出された場合	3
2		ひとり親世帯	5
3		父母の両方が不存在の場合	1
4		父母のいずれかが3か月以上単身赴任している世帯	1

5		入園申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、一日6時間以上で、入園月の前月まで預けている場合 ※申込み時に育児休業取得中の方は対象外	2
6		入園申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、立石駅前保育園、3歳児以上のクラスがない認証保育所に預けている場合	3
7		入園申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所に預けている場合（連携施設の有無及び入所年度により加算指数を設定）	※ 下 図 参 照
8		入園申込み児童が終了予定の区内の保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に在籍しており、終了までその保育施設に預けている場合	10
9		兄弟姉妹（ただし、卒園児を除く）が在園している保育施設に新規入園又は転園申込みをした場合	2
10		保護者が申込み時点既に就労していて、兄弟姉妹を揃えるための転園申込みをした場合	3
11		双子児以上の児童が同時に入園申込みの場合	1
12		平成31年（2019）年度中継続して家庭的保育事業（保育ママ）の利用を希望する場合	3
13	個人	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していて、かつ就労している場合	1
14	単位	保護者が求職中ではあるが、申込時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合（離職票、給与明細書等で確認できる場合）	1

※加算指数番号7 家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所2歳児クラス卒園児の加算指数①（抜粋）

入所年度	連携園なし	指数
平成28年度 (0歳児クラスで入所)	どの園を希望する場合でも	10

2 認定した事実

- (1) 審査請求人は、妻、姉及び弟らとD内に居住している。
- (2) 審査請求人は変形労働により週40時間E内の事業所に勤務し、審査請求人の妻は変形労働により月107時間D内の事業所に勤務している。
- (3) 区規則別表及び要綱に基づき、審査請求人らの基準指数を算定すると、36点となる。すなわち審査請求人及び妻は、いずれも居宅外で労働することを常態としており、変形労働により就労している。審査請求人の1月の労働時間は160時間以上であるため基準指数は20点、審査請求人の妻の1月の労働時間は80時間以上120時間未満であるため基準指数は16点である。

また、姉については、3歳児クラスの申込みに当たり、2歳児クラス終了まで小規模保育事業所を利用していることから10点加算し（加算指数番号7）、弟については、2か月以上認証保育所に、継続的に週4日以上、1日6時間以上で、入園月の前月まで預けていることから2点加算し（加算指数番号5）、審査請求人及びその妻の、姉に係る算定指数は46点、弟に係る算定指数は38点である。

- (4) 処分庁は、審査請求人が姉の保育を希望するC保育園の3歳児の受入可能児童数を調査したところ、0人であったことから、姉について入所保留とした。
- (5) 弟の申込書中「兄弟姉妹で入園を希望される場合」欄（以下「該当部分」という。）の「一人だけの入園でも構わない」「上の子のみの入園の場合は希望する（同時に入園できる場合は、希望順位を優先する）」にチェックされていたため、処分庁は、姉が入所保留となったことを理由に弟について入所保留とした。
- (6) この点、審査請求人は、(5)のチェックをしたのは、処分庁窓口担当者であり、審査請求人の意思に反するものと主張し、他方で処分庁は、処分庁窓口担当者は申込書記入欄にチェックすることはない等と主張し、審査請求人の主張を否認するため、検討する。

処分庁の平成31（2019）年度版保育施設利用申込受付マニュアルでは、「受付では赤ペンを使用すること。聞き取りによる補記も必ず赤で記入すること。」「窓口で受け付けた書類は、書類の上部中央に受付日と担当者名を必ず赤で記入する。」などと記載され、処分庁担当者が記載した部分と、申込者が記載した部分を明確に区別できるようにされている。

これにつき、本件の各申込書を確認すると、黒いインクのペン（以下「黒ペン」という。）で記載されている箇所と赤いインクのペン（以下「赤ペン」という。）で記載されている箇所があり、該当部分は黒ペンでチェックされている。

また、申込書中、審査請求人又は審査請求人関係者が記載したことに争いが無いと思われるその他の部分と該当部分は、同じ筆記具を使用されていると思われるし、筆の圧力及び勢いも同一人のものと思われる。さらに、処分庁窓口担当者又は処分庁の職員が記入したことに争いが無いと思われる部分（赤ペンで記載されている部分）と「レ点」の形状が異なる。

そのため、該当部分を処分庁窓口担当者又は処分庁の職員が記載したものとするのは困難であり、審査請求人又は審査請求人関係者が記載したものとするのが妥当である。

3 当庁の判断

(1) 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、姉に対する本件処分に違法又は不当な点はないか（以下「争点1」という。）であり、次に弟に対する本件処分に違法又は不当な点はないか（以下「争点2」という。）である。

(2) 争点に対する判断

ア 争点1について

法第24条第1項は、市町村は、法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、同条第2項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しており、同項と相まって、市町村に保育所を整備し、保育所における保育を実施する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

他方、法附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項の規定によると、市町村は、保育所等の利用について調整を行うと規定している。これは、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合を想定し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用する

ことを認めているものであって、保育所への入所を希望する全ての児童に対し保育を実施する義務を課したものと解することはできない。

姉に対する本件処分は、区規則第4条第2項に基づき算定指数を算定した結果、46点であったが、2(4)のとおり、姉は入所保留となったものである。したがって、姉に対する本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

イ 争点2について

2(5)及び2(6)で認定した事実からは、弟に対する本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

4 結論

以上のとおり、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月31日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。